

# 令和2年度第1回高知県固定資産評価審議会資料

日時 令和2年12月10日（木）14：00～

場所 高知城ホール 2階小会議室

1 開 会

2 議 事

（1）会長の選任について

（2）令和3基準年度評価替えに係る基準地価格の調整について

3 閉 会

1. 県内市町村の宅地に係る基準地価格(案)

団体名	所在地(近隣の主要な建築物等)	R3基準地価格(案)			H30基準地価格			変動率 (H29.1.1 ⇒R2.1.1) 〔A/B-1〕	C	基準地 の変更	路線価 方式の 適用	団体名
		(R2.1.1現在)	A	B	(H29.1.1現在)	B	C					
高知市	帯屋町1丁目170外	(帯屋町筋アークード街)	188,300	178,500	5.5%	高知市						
室戸市	浮津67番1	(室戸小学校付近)	25,900	26,740	▲3.1%	室戸市						
安芸市	矢ノ丸1丁目704番	(国道55号線旧安芸観光物産センター付近)	41,700	42,800	▲2.6%	安芸市						
南門市	明見仁王門931番1	(国道55号線高知ヤクルト販売機本社付近)	65,100	65,940	▲1.3%	南門市						
土佐市	高岡町字森畠甲2045番6	(四国銀行高岡支店付近)	47,700	48,500	▲1.6%	土佐市						
須崎市	緑町132	(くろしお病院付近)	34,720	36,400	▲4.6%	須崎市						
宿毛市	駅前町4丁目708番	(幡多信用金庫宿毛西支店付近)	31,400	33,700	▲6.8%	宿毛市						
土佐清水市	天神町118番	(国道321号線ショッピングセンタープラザパル付近)	24,500	26,600	▲7.9%	土佐清水市						
四万十市	右山五月町139番	(アピアさつき付近)	43,700	44,400	▲1.6%	四万十市						
香南市	野市町西野字カノ丸2059番1外	(フジグラン野市店付近)	56,200	56,000	0.4%	香南市						
香美市	土佐山田町百石町2丁目125番1	(香美市消防本部付近)	57,050	59,500	▲4.1%	香美市						
東洋町	白浜223番7	(甲浦郵便局付近)	11,970	12,600	▲5.0%	東洋町						
奈半利町	堅横町乙1673番8外	(奈半利町商工会付近)	23,100	23,800	▲2.9%	奈半利町						
田野町	木ノ下1406番5	(中芸広域連合付近)	22,500	22,750	▲1.1%	田野町						
安田町	下毛本町1791番1	(安田郵便局付近)	18,060	18,900	▲4.4%	安田町						
北川村	野友字東野友甲864番7	(北川村役場付近)	7,630	8,050	▲5.2%	北川村						
馬路村	馬路字大家3804番7	(馬路村農協付近)	6,790	6,860	▲1.0%	馬路村						
芸西村	和食字八代甲75番2	(和食陸橋付近)	21,210	21,350	▲0.7%	芸西村						
本山町	本山字堀ノ尻579番2	(サンシャイン本山付近)	19,700	20,200	▲2.5%	本山町						
大豊町	川口字川口南2050番33	(土佐れいほく大杉支所付近)	14,560	15,120	▲3.7%	大豊町						
土佐町	田井字田井町1495番3外	(土佐れいほく農協田井支所付近)	18,620	19,250	▲3.3%	土佐町						
大川村	小松字堂ノナ口52番4	(大川村役場付近)	3,157	3,178	▲0.7%	大川村						
いの町	駅南町43番1	(JRいの駅付近)	54,600	55,300	▲1.3%	いの町						
仁淀川町	大崎字椎木畝171番	(大崎郵便局付近)	14,070	14,700	▲4.3%	仁淀川町						
中土佐町	久礼字西町6372番1	(西町商店街付近)	24,500	25,550	▲4.1%	中土佐町						
佐川町	永田甲464番2外	(町立桜座付近)	35,100	35,700	▲1.7%	佐川町						
越知町	越知字福知庵甲1683番1	(国道33号線北島病院付近)	27,800	28,420	▲2.2%	越知町						
椿原町	橋原1389番3外	(須崎警察署椿原駐在所付近)	30,100	31,500	▲4.4%	椿原町						
日高村	本郷字木屋ノ沖229番9外	(日高村役場付近)	24,500	24,570	▲0.3%	日高村						
津野町	姫野々字市川源兵衛屋敷502番13	(箕山郵便局付近)	20,090	20,500	▲2.0%	津野町						
四万十町	本町142番13	(窪川郵便局付近)	27,090	29,330	▲7.6%	四万十町						
大月町	弘見字花後2044番1	(土佐大月農協付近)	14,840	15,050	▲1.4%	大月町						
三原村	来栖野字カガヤシ354番1	(三原農協倉庫付近)	5,306	5,411	▲1.9%	三原村						
黒潮町	入野字藩下2051番10	(サンシャイン太方店付近)	20,200	20,800	▲2.9%	黒潮町						

県内市町村平均 ▲ 2.7%

(注) 1 基準地価格とは、路線価方式を採用している団体にあっては、最高の路線価を付設した街路に沿接する標準地の1平方メートル当たりの価格をいう。  
また、路線価方式を採用していない団体にあっては、最高の価格を付設した標準地の1平方メートル当たりの価格をいう。  
2 上記は、基準地価格の変動率であり、当該市町村全体の平均変動率を示すものではない。

2. 県内市町村の田に係る基準地価格（案）

資料2

（単位：円/千㎡）

団体名	所在地	R3基準地価格（案）		H30基準地価格		対比
		A	B	A/B		
高知市	大津	158,400	158,400	100.0%		
室戸市	羽根町	147,100	147,100	100.0%		
安芸市	土居	173,510	173,510	100.0%		
南国市	上野田	174,000	174,000	100.0%		
土佐市	新居	172,000	172,000	100.0%		
須崎市	下分	172,000	172,000	100.0%		
宿毛市	坂ノ下	144,000	144,000	100.0%		
土佐清水市	下ノ加江	143,000	143,000	100.0%		
四万十市	古津賀	144,400	144,400	100.0%		
香南市	野市町西野	174,200	174,200	100.0%		
香美市	土佐山田町山田	174,900	174,900	100.0%		
東洋町	野根	142,000	142,000	100.0%		
奈半利町	乙	184,400	184,400	100.0%		
田野町	中村	176,542	176,542	100.0%		
安田町	唐浜	172,200	172,200	100.0%		
北川村	野友	153,300	153,300	100.0%		
馬路村	内原	43,900	43,900	100.0%		
芸西村	和食	173,000	173,000	100.0%		
本山町	下津野	142,800	142,800	100.0%		
大豊町	中屋	117,200	117,200	100.0%		
土佐町	田井	144,400	144,400	100.0%		
大川村	大平	43,800	43,800	100.0%		
いの町	国木	170,000	170,000	100.0%		
仁淀川町	相能	102,400	102,400	100.0%		
中土佐町	大野見奈路	164,600	164,600	100.0%		
佐川町	奥屋敷	142,600	142,600	100.0%		
越知町	越知	126,000	126,000	100.0%		
檮原町	檮原	130,400	130,400	100.0%		
日高町	本郷	137,000	137,000	100.0%		
津野町	姫野々	153,300	153,300	100.0%		
四万十町	東川角	174,700	174,700	100.0%		
大月町	弘見	106,300	106,300	100.0%		
三原村	上長谷	100,000	100,000	100.0%		
黒潮町	入野	183,700	183,700	100.0%		

県内市町村平均 100.0%

（注） 1 指定市町村は四万十町

H30基準地価格	
（価格順）	
奈半利町	184,400
黒潮町	183,700
田野町	176,542
香美市	174,900
四万十町	174,700
香南市	174,200
南国市	174,000
安芸市	173,510
芸西村	173,000
安田町	172,200
土佐市	172,000
須崎市	172,000
いの町	170,000
中土佐町	164,600
高知市	158,400
北川村	153,300
津野町	153,300
室戸市	147,100
四万十市	144,400
土佐町	144,400
宿毛市	144,000
土佐清水市	143,000
本山町	142,800
佐川町	142,600
東洋町	142,000
日高町	137,000
檮原町	130,400
越知町	126,000
大豊町	117,200
大月町	106,300
仁淀川町	102,400
三原村	100,000
馬路村	43,900
大川村	43,800

R3基準地価格（案）		対比
（価格順）		H30⇒R3
奈半利町	184,400	100.0%
黒潮町	183,700	100.0%
田野町	176,542	100.0%
香美市	174,900	100.0%
四万十町	174,700	100.0%
香南市	174,200	100.0%
南国市	174,000	100.0%
安芸市	173,510	100.0%
芸西村	173,000	100.0%
安田町	172,200	100.0%
土佐市	172,000	100.0%
須崎市	172,000	100.0%
いの町	170,000	100.0%
中土佐町	164,600	100.0%
高知市	158,400	100.0%
北川村	153,300	100.0%
津野町	153,300	100.0%
室戸市	147,100	100.0%
四万十市	144,400	100.0%
土佐町	144,400	100.0%
宿毛市	144,000	100.0%
土佐清水市	143,000	100.0%
本山町	142,800	100.0%
佐川町	142,600	100.0%
東洋町	142,000	100.0%
日高町	137,000	100.0%
檮原町	130,400	100.0%
越知町	126,000	100.0%
大豊町	117,200	100.0%
大月町	106,300	100.0%
仁淀川町	102,400	100.0%
三原村	100,000	100.0%
馬路村	43,900	100.0%
大川村	43,800	100.0%

3. 県内市町村の畑に係る基準地価格（案）

（単位：円/千㎡）

団体名	所在地	R3基準地価格(案) A	H30基準地価格 B	対比 A/B
高知市	布師田	88,500	88,500	100.0%
室戸市	元	78,100	78,100	100.0%
安芸市	川北	83,490	83,490	100.0%
南国市	国分	82,000	82,000	100.0%
土佐市	高岡	78,000	78,000	100.0%
須崎市	下分	88,000	88,000	100.0%
宿毛市	与市明	71,000	71,000	100.0%
土佐清水市	大岐	80,000	80,000	100.0%
四万十市	入田	80,500	80,500	100.0%
香南市	野市町西野	88,100	88,100	100.0%
香美市	土佐山田町古町	70,000	70,000	100.0%
東洋町	生見	62,000	62,000	100.0%
奈半利町	乙	67,331	67,331	100.0%
田野町	名無シ畑	74,240	74,240	100.0%
安田町	安田	64,000	64,000	100.0%
北川村	野友	37,100	37,100	100.0%
馬路村	ササクビ	27,200	27,200	100.0%
芸西村	西分	51,000	51,000	100.0%
本山町	助藤	71,400	71,400	100.0%
大豊町	日浦	67,300	67,300	100.0%
土佐町	土居	69,900	69,900	100.0%
大川村	井野川	33,900	33,900	100.0%
いの町	枝川	129,000	129,000	100.0%
仁淀川町	田村	68,300	68,300	100.0%
中土佐町	久礼	75,000	75,000	100.0%
佐川町	津賀	98,600	98,600	100.0%
越知町	越知	82,200	82,200	100.0%
橋原町	川西路	55,500	55,500	100.0%
日高村	下分	76,000	76,000	100.0%
津野町	姫野々	63,800	63,800	100.0%
四万十町	宮内	81,600	81,600	100.0%
大月町	弘見	63,800	63,800	100.0%
三原村	柚ノ木	60,700	60,700	100.0%
黒潮町	浮鞭	90,600	90,600	100.0%

(注) 1 指定市町村は四万十町 県内市町村平均 100.0%

2 ○は、基準地の変更があったことを示す。なお、これら基準地を変更した市町村の平成30年度基準地価格は平成30年度基準地価格ではなく、変更後の地点の平成30年度評価額である。

H30基準地価格 (価格順)	
いの町	129,000
佐川町	98,600
黒潮町	90,600
高知市	88,500
香南市	88,100
須崎市	88,000
安芸市	83,490
越知町	82,200
南国市	82,000
四万十町	81,600
四万十市	80,500
土佐清水市	80,000
室戸市	78,100
土佐市	78,000
日高村	76,000
中土佐町	75,000
田野町	74,240
本山町	71,400
宿毛市	71,000
香美市	70,000
土佐町	69,900
仁淀川町	68,300
奈半利町	67,331
大豊町	67,300
安田町	64,000
津野町	63,800
大月町	63,800
東洋町	62,000
三原村	60,700
橋原町	55,500
芸西村	51,000
北川村	37,100
大川村	33,900
馬路村	27,200

R3基準地価格(案) (価格順)		対比 H30⇒R3
いの町	129,000	100.0%
佐川町	98,600	100.0%
黒潮町	90,600	100.0%
高知市	88,500	100.0%
香南市	88,100	100.0%
須崎市	88,000	100.0%
安芸市	83,490	100.0%
越知町	82,200	100.0%
南国市	82,000	100.0%
四万十町	81,600	100.0%
四万十市	80,500	100.0%
土佐清水市	80,000	100.0%
室戸市	78,100	100.0%
土佐市	78,000	100.0%
日高村	76,000	100.0%
中土佐町	75,000	100.0%
田野町	74,240	100.0%
本山町	71,400	100.0%
宿毛市	71,000	100.0%
香美市	70,000	100.0%
土佐町	69,900	100.0%
仁淀川町	68,300	100.0%
奈半利町	67,331	100.0%
大豊町	67,300	100.0%
安田町	64,000	100.0%
津野町	63,800	100.0%
大月町	63,800	100.0%
東洋町	62,000	100.0%
三原村	60,700	100.0%
橋原町	55,500	100.0%
芸西村	51,000	100.0%
北川村	37,100	100.0%
大川村	33,900	100.0%
馬路村	27,200	100.0%

4. 県内市町村の山林に係る基準地価格(案)

(単位:円/千㎡)

団体名	所在地	R3基準地価格(案) A	H30基準地価格 B	A/B 対比
高知市	神田	22,660	22,660	100.0%
室戸市	羽根町	12,873	12,873	100.0%
安芸市	黒瀬	22,655	22,655	100.0%
南国市	奈路	23,000	23,000	100.0%
土佐市	市野々	21,000	21,000	100.0%
須崎市	下分	22,000	22,000	100.0%
宿毛市	和田	22,000	22,000	100.0%
土佐清水市	下ノ加江	16,800	16,800	100.0%
四万十市	西土佐橋	22,800	22,800	100.0%
香南市	香我美町未清	18,900	18,900	100.0%
香美市	土佐山田町繁藤	21,800	21,800	100.0%
東洋町	野根	22,000	22,000	100.0%
奈半利町	甲	15,400	15,400	100.0%
田野町	丸山西	12,700	12,700	100.0%
安田町	船倉	22,700	22,700	100.0%
北川村	島	24,300	24,300	100.0%
馬路村	五郎瀬	24,300	24,300	100.0%
芸西村	和食	9,400	9,400	100.0%
本山町	助藤	25,800	25,800	100.0%
大豊町	葛原	24,300	24,300	100.0%
土佐町	南泉	24,300	24,300	100.0%
大川村	中切	24,390	24,390	100.0%
いの町	中切	22,600	22,600	100.0%
仁淀川町	加枝	19,900	19,900	100.0%
中土佐町	久礼	20,100	20,100	100.0%
佐川町	秋葉山	22,700	22,700	100.0%
越知町	越知	22,700	22,700	100.0%
橋原町	下西の川	22,700	22,700	100.0%
日高村	本郷	22,700	22,700	100.0%
津野町	姫野々	22,700	22,700	100.0%
四万十町	大正	22,700	22,700	100.0%
大月町	弘見	14,600	14,600	100.0%
三原村	亀ノ川	17,000	17,000	100.0%
黒潮町	不破原	17,400	17,400	100.0%

県内市町村平均 100.0%

(注) 1 指定市町村は仁淀川町

H30基準地価格 (価格順)	
本山町	25,800
大川村	24,390
北川村	24,300
馬路村	24,300
大豊町	24,300
土佐町	24,300
南国市	23,000
四万十市	22,800
安田町	22,700
佐川町	22,700
越知町	22,700
橋原町	22,700
日高村	22,700
津野町	22,700
四万十町	22,700
高知市	22,660
安芸市	22,655
いの町	22,600
須崎市	22,000
宿毛市	22,000
東洋町	22,000
香美市	21,800
土佐市	21,000
中土佐町	20,100
仁淀川町	19,900
香南市	18,900
黒潮町	17,400
三原村	17,000
土佐清水市	16,800
奈半利町	15,400
大月町	14,600
室戸市	12,873
田野町	12,700
芸西村	9,400

R3基準地価格(案) (価格順)		対比 H30⇒R3
本山町	25,800	100.0%
大川村	24,390	100.0%
北川村	24,300	100.0%
馬路村	24,300	100.0%
大豊町	24,300	100.0%
土佐町	24,300	100.0%
南国市	23,000	100.0%
四万十市	22,800	100.0%
安田町	22,700	100.0%
佐川町	22,700	100.0%
越知町	22,700	100.0%
橋原町	22,700	100.0%
日高村	22,700	100.0%
津野町	22,700	100.0%
四万十町	22,700	100.0%
高知市	22,660	100.0%
安芸市	22,655	100.0%
いの町	22,600	100.0%
須崎市	22,000	100.0%
宿毛市	22,000	100.0%
東洋町	22,000	100.0%
香美市	21,800	100.0%
土佐市	21,000	100.0%
中土佐町	20,100	100.0%
仁淀川町	19,900	100.0%
香南市	18,900	100.0%
黒潮町	17,400	100.0%
三原村	17,000	100.0%
土佐清水市	16,800	100.0%
奈半利町	15,400	100.0%
大月町	14,600	100.0%
室戸市	12,873	100.0%
田野町	12,700	100.0%
芸西村	9,400	100.0%

## 制度の概要

### 固定資産の評価額

固定資産税の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

ここでいう価格とは『適正な時価』とされており、この適正な時価とは正常な条件のもとにおいて成立する取引価格をいうものと解されている。

・農地以外（宅地<sup>(※1)</sup>、山林等）

売買実例価格－不正常要因<sup>(※2)</sup>に基づく価額＝正常売買価格＝適正な時価

・農地（田、畑）

売買実例価額－不正常要因に基づく価額＝正常売買価格

正常売買価格×農地の限界収益修正率（現行 0.55）＝適正な時価

※1 宅地については、地価公示価格、鑑定評価価格等の7割を目途とする。

※2 不正常要因…買い急ぎや売り急ぎ要素、宅地見込地としての期待要素等。

### 固定資産の評価替え

固定資産税は毎年度課税するものであり、毎年評価を行い課税することが本来は妥当と考えられるが、地方税法において土地及び家屋については、基準年度の課税標準額の基礎となった価格を原則3年間据え置くこととされている。

したがって、基準年度に評価替えを行い、第二年度及び第三年度は新たな評価を行わず、固定資産課税台帳に登録された基準年度の価格を据え置いている。

今回、令和3年度を基準年度として、すべての土地及び家屋について再評価を行い、評価額を決定し固定資産課税台帳に登録する（このことを「評価替え」という。）。登録された価格について、令和4年度及び令和5年度は、それぞれ第二年度及び第三年度として原則据え置かれることになる。

#### 令和4年度、令和5年度の価格の修正等

第二年度又は第三年度において、新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、土地の地目変換、家屋の増改築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、新たに評価を行い価格を決定する。

また、上記のように新たに評価を行う事実がない場合、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則だが、土地の価格について令和4年度、令和5年度において地価の下落があり、基準年度の価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行う。〔下落修正〕

## 価格調査基準日

各市町村において基準年度（3年に1回、今回は令和3年度）にすべての土地を一括して評価しなければいけないこと、市町村が評価を行った後、都道府県間及び県内市町村間の価格の調整を行わなければならないことなど、一連の事務手続きの膨大さ及びその必要性から固定資産の価格調査基準日は、基準年度の前年の1月1日（今回は令和2年1月1日）とされている。

ただし、価格調査基準日後に地価が下落している地域については、基準年度の賦課期日の半年前（今回は令和2年7月1日）までの地価下落率に基づき、評価額を修正できるとされている。〔時点修正〕

## 基準地価格・国県の役割

基準地は、全国的に土地評価の適正な水準を確保し、評価の均衡を図るため各市町村において、各地目それぞれ1箇所ずつ選定する。この際、田、畑、山林については生産力条件が最も上級に当たる土地を、宅地については最高価格地を選定する。

その役割は、

- (1) 総務大臣は、各都道府県ごとに指定した指定市町村<sup>※1</sup>の基準地価格によって全国的に適正な価格水準を確保すること
- (2) 都道府県知事は、指定市町村の基準地価格を基に、都道府県内の全市町村の基準地価格によって、市町村相互の評価の均衡を確保すること<sup>※2</sup>
- (3) 市町村長は、この基準地価格の評価の結果を市町村内のすべての田、畑、宅地及び山林の各地目において、相互の均衡を図るための基準に用いること

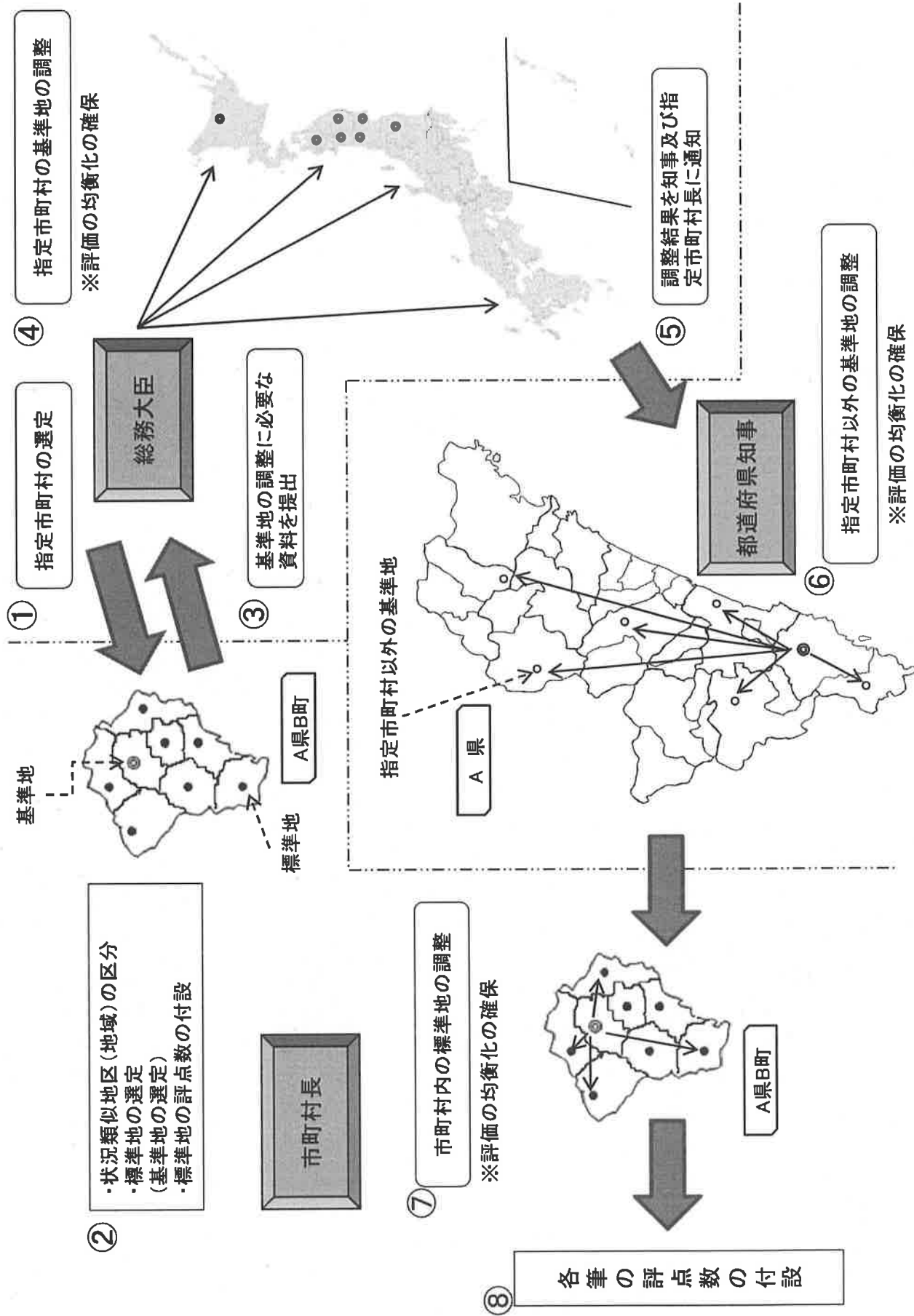
評価基準は、このような方法を通じて全市町村の適正な評価水準の均衡を確保する仕組みとなっている。

※1 指定市町村・・・宅地：高知市、田及び畑：四万十町、山林：仁淀川町

※2 都道府県固定資産評価審議会において、評価の均衡を確保する



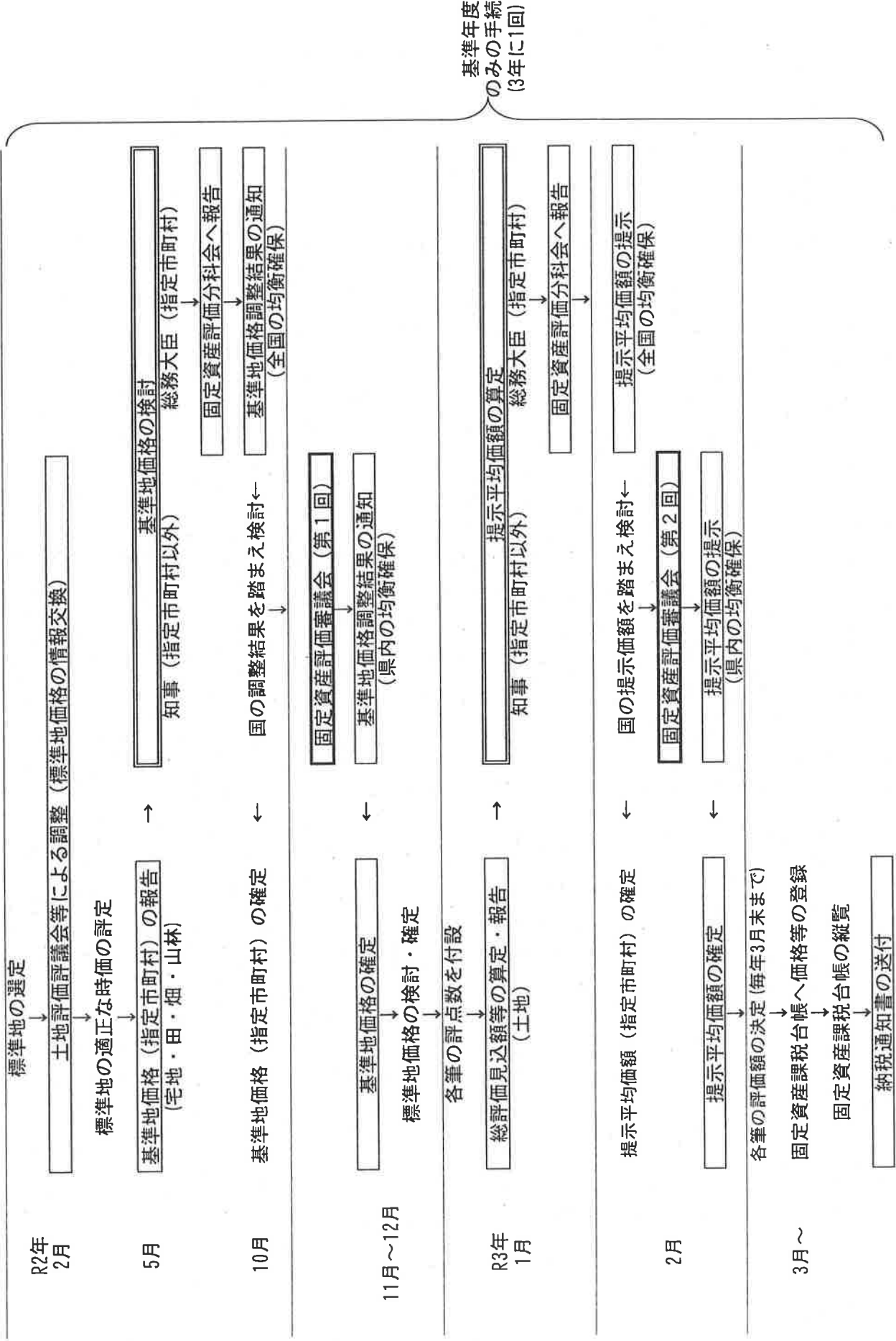
基準地価格の調整について





R3基準年度評価替えに伴う作業工程

時期 市町村 県 国 備考



## 地方税法（抄）

昭和25年7月31日法律第226号

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事がその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二 第四百十九条第一項の勧告

4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

5 前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

## 高知県固定資産評価審議会条例

昭和37年10月19日条例第46号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第5項の規定に基づき、高知県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員12人で組織する。

（会長）

第3条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（任期等）

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月18日条例第69号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 高知県固定資産評価審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県固定資産評価審議会条例(昭和37年高知県条例第46号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、高知県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、条例第3条第4項の規定により会長の職務を代理する委員が議長となる。

(定足数)

第4条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(表決)

第5条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明聴取)

第6条 議長は、必要と認めるときは、審議会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部市町村振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領で定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、昭和37年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。